

大阪市告示第1772号

次の施設について、大阪市公園条例（昭和52年大阪市条例第29号）第9条第2項の規定に基づき、次のとおり臨時開場、臨時休場及び供用時間の変更について承認したので、同条第3項の規定に基づき告示する。

令和7年12月26日

大阪市長 横山英幸

1 臨時開場

施設名	年 月 日	供用時間
鶴見緑地地球技場	令和8年1月2日（金）から 同月3日（土）まで	午前9時から 午後5時まで
	令和8年1月5日（月）	午前9時から
	令和8年1月19日（月）	午後9時まで
	令和8年1月26日（月）	

2 臨時休場

施設名	年 月 日
鶴見緑地庭球場	令和8年1月1日（木）から同月2日（金）まで

3 供用時間の変更

施設名	年 月 日	供用時間
鶴見緑地運動場	令和8年1月2日（金）から 同月3日（土）まで	午前9時から 午後5時まで
	令和8年1月4日（日）から 同月31日（土）まで	午前7時から 午後5時まで
鶴見緑地庭球場	令和8年1月3日（土）	午前9時から 午後5時まで
	令和8年1月6日（火）	午前9時から
	令和8年1月9日（金）	午後10時まで

令和 8 年 1 月 13 日 (火)
令和 8 年 1 月 16 日 (金)
令和 8 年 1 月 20 日 (火)
令和 8 年 1 月 23 日 (金)
令和 8 年 1 月 27 日 (火)
令和 8 年 1 月 30 日 (金)

(経済戦略局スポーツ部スポーツ課)